

GPIFの次期中期目標について (これまでの議論の整理)

議論の経過及び今後のスケジュール

- 2019年10月以降 GPIFの次期中期目標(2020～2024年度)における運用目標(審議)
GPIFの次期中期目標に向けた検討
※ GPIF法改正法附則第2条第2項による、施行(2017年10月)後3年
を目途とした運用の在り方の検討を含む
- 2020年1月～2月 次期中期目標(案)の審議
2月～3月 次期中期目標(案)の諮問・答申
→厚生労働大臣がGPIFへ次期中期目標を指示
3月 GPIFから提出された次期中期計画(案)の審議(諮問・答申)

- GPIFの次期中期目標に向けた検討に当たって、以下の点について議論を進めてきた。
- ① GPIFの運用に求められる基本的考え方
 - ② 長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組
 - ・長期的な収益確保のための分散投資の推進等
 - ・ステewardシップ責任を果たすための活動、ESGを考慮した投資
 - ・運用対象の多様化(収益確保の観点からのオルタナティブ資産への投資)
 - ③ 長期運用の考え方や取組についての国民への情報発信
 - ④ 高度専門人材等の確保・育成
- 11月、GPIFから現状の取組等についてヒアリングを実施。

① GPIFの運用に求められる基本的な考え方について

- これまでの審議では、以下のような議論があった。
- ✓ : 第10回資金運用部会でのご意見
 - : 第11回資金運用部会でのご意見
- ✓ GPIFの運用に求められる基本的な考え方を今一度心によく刻む必要がある。年金制度は安定的な経済成長というのが前提になっている。GPIFの活動においても、安定的な経済成長という前提を置いて、それに資するような活動が長期的な視点で被保険者の利益につながっていく点は押さえておいた方がいい。また、内外の市場への影響が非常に大きいことも十分意識しておく必要がある。
 - ✓ 専ら被保険者の利益のためということや、他事考慮ができないこと、市場への影響等については、改めてしっかりと確認していく必要がある。国内市場において一定規模を占めるので、市場への影響はしっかり押さえておく必要がある。
 - ✓ GPIFがESG投資など様々な活動をする中で、常に原理原則として戻るべきところは「専ら被保険者の利益」や「長期」であるということ、それを具体化したものとして「他事考慮をしないこと」であるということ、情報発信や国民への説明の中に日常的に含めることによって、長い目で見て公的年金制度に対する信認の向上に資する、本当の意味で被保険者の利益になるような運用を目指していただきたい。
 - ✓ 長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくことは非常に重要。ただ、果実の形は実体経済が変動していく中で必ず変わっていくと思う。金融仲介のあり方や金融的な収益の上がり方は確実に変わっていくと思われ、そのような変化を把握しようとする努力をすることが組織の中に浸透すること、それについて国民の理解を得るための努力をしていただきたい。



○ 以上を踏まえ、次期中期目標において、次の事項に留意することが適当ではないか。

● 年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めていくことが必要である。

① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。(厚生年金保険法第79条の2、国民年金法第75条)

これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと(他事考慮)はできない仕組みとなっている。

② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。(GPIF法第21条等)

これにより、GPIFが金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。

③ GPIFの中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2等の目的に適合するものでなければならない。(GPIF法第20条第2項)

● また、年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえることが求められる。

① GPIFは長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくことが重要である。

② 公的性格を有するGPIFの特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意することが求められる。

③ 運用資産額が約160兆円であるGPIFは、世界最大級の機関投資家であり、GPIFの投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意することが求められる。

②長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組 (分散投資の推進等)

- これまでの審議では、以下のような議論があった。
- ✓ : 第10回資金運用部会でのご意見
 - : 第11回資金運用部会でのご意見
- 財政検証上の前提を大きく上回る運用利回りを獲得しているということだが、GPIFの運用目標は、賃金上昇率+1.7%を最低限のリスクで確保することである。本当に目指すものは何かということ、最低限のリスクや年金財政のことも踏まえ、引き続き議論をお願いしたい。
- 公的年金は、日本経済の規模自体が拡大すれば給付に使えるお金が増える仕組みなので、年金積立金の運用においても、株式の運用等であれば、ベンチマークに連動する運用成果を目指す運用手法であるパッシブ運用がこれからも基本になるのではないか。実際の運用実績も財政検証上の前提を大きく上回っている。アクティブ運用を強化していく方向性があるのか。



- 以上を踏まえ、次期中期目標において、次の事項に留意することが適切ではないか。
- 年金財政上必要とされる長期的な運用利回り(実質的な運用利回り)を確保するよう、長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これに基づく分散投資を基本とする。
また、安定的な収益確保のため、運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を推進することが必要である。

②長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組 (スチュワードシップ活動、ESG投資)

- これまでの審議では、以下のような議論があった。
- ✓ : 第10回資金運用部会でのご意見
 - : 第11回資金運用部会でのご意見
- GPIFがアセットオーナーとして、非常に熱心にスチュワードシップ活動に取り組んでいることを、非常に高く評価しているが、債券の場合、一体どのような形で何を根拠にスチュワードシップ活動をしていくのかの方針を明らかにしておくことが重要である。また、株式と債券の間で利益相反が生じることについて、それぞれどのように取り組むのかは難問であり、スチュワードシップ活動の際に配慮していただければありがたい。
- ✓ ESG投資について、S(社会)やG(ガバナンス)を含めた総合的な取組をしていただきたい。S(社会)については、労働者の人権や労働基準の評価を行って、ディーセント・ワークの実現に資する分野に着目することが重要と考える。ただ、ESG投資に取り組む際は、GPIFの公的運用機関としての性格や、年金積立金が被保険者の貴重な保険料であることに十分留意した手法をとっていただきたい。
- ✓ 運用受託機関のESG投資のパフォーマンスについては、適時に評価する必要がある、同時に、運用のパフォーマンスについてのモニタリング方法をよく吟味すべき。分かりやすく透明で適時のモニタリングと結果の公表をお願いしたい。
- ✓ ESG投資は、中長期的な観点から必ず考慮しなければならない点であり、今後もやっていくべき。GPIFがESGに関して国際的な議論をリードできるような考え方を確立していくことも必要ではないか。今後も、しっかりやっている企業をプラス評価するという考え方に基づいて、ESG投資の評価をしていただきたい。
- 国際的にも方向性が分からないことが多くあるので、GPIFとして、こうあるべきだというものを持った上で、ESGの活動に参加していくことが重要である。

- ESG投資について、社会的課題の解決を強調し過ぎると、逆に政治的な介入等の問題も出てくる。そのような恐れ、つまり「世の中に役に立つのだから、こういうところに投資しろ」ということにもなりかねないので、あくまでもリターンの向上のためにやっているということ、を、きっちり考えていただきたい。
- ESG投資に関して、GPIFから「あくまでツールである」との明解な説明があった。GPIFには、その場の空気に流されることなくどっしりと取り組んでいただきたい。
- GPIFから「ツールとしてのESG」という明解な説明があった。社会正義のためにESGを進めていくということになりがちだが、GPIFの本来の役割が何なのかが見えなくなる。それについてしっかりと議論し、その上で本当にどういう組織体制が必要なのかを考えていくべきではないか。



○ 以上を踏まえ、次期中期目標において、次の事項に留意することが適当ではないか。

- 年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進することが必要である。
- また、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進することについて、あくまでも被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の運用の基本的な考え方に留意しつつ、取組を進めることが必要である。併せて、ESG投資がGPIFの運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかを継続的に検証していくことが必要である。
- さらに、スチュワードシップ活動やESG投資を進めていくための体制整備を進めることが必要である。

②長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組 (運用対象の多様化(オルタナティブ資産への投資))

- これまでの審議では、以下のような議論があった。
- ✓ : 第10回資金運用部会でのご意見
 - : 第11回資金運用部会でのご意見
- ✓ 積立金全体に占めるオルタナティブ投資の割合を踏まえると、今後、規模を拡大するとしても、オルタナティブ投資に人員を集中していくことがいいのか、慎重に検討しなければならないのではないか。
 - 全体のGPIFの体制のあり方と比較すると、オルタナティブ投資を一方向的に拡大していくことが本当にいいのか、慎重に検討しなければならないのではないか。
 - オルタナティブ投資については、ファンドを通じてとはいえ、いろいろなインフラや不動産に投資していくために運営上のマネジメント体制をとるのは大変であり、専門性が高い人材も必要で、コストがかかる。GPIFの運用方針として、必要とされるリターンを実現するためにどこまで進めていくのかには若干懸念があるので、慎重に検討してほしい。
 - オルタナティブ投資については、目標をいつまでにいくらということを決めると、質のよくないものをつかむ可能性もあるので、少しずつ進めていくべきである。投資機会を広い視野で確保する、リスク分散を図る意味からもオルタナティブ投資を進めてほしい。適材を確保して、適切なインセンティブを与える工夫も含めて、少しずつでも進めていけばいいのではないか。



- 以上を踏まえ、次期中期目標において、次の事項に留意することが適当ではないか。
- 伝統的資産とリスク・リターン特性が異なるため、分散投資の観点から投資の有用性があるとの観点に立って投資を行っているオルタナティブ投資について、伝統的資産との投資手法の違いや固有のリスクを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実をはじめとした体制強化を図りつつ、伝統的資産とは異なるオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で進めることが必要である。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行うことが必要である。

③長期運用の考え方や取組についての国民への情報発信

- これまでの審議では、以下のような議論があった。
- ✓ : 第10回資金運用部会でのご意見
 - : 第11回資金運用部会でのご意見
- ✓ 被保険者が拠出した保険料の運用状況を確認することができるようになっていくかという検証をお願いしたい。
 - 一般の方々へのGPIFの認知度が目立って向上しているわけではない一方で、よく知っている方のGPIFに対する信頼度は非常に高いという結果も同時に示されている。このあたりの検討も引き続きお願いしたい。
 - ✓ 一般の国民向けの情報開示も今後強化して取り組むとよいのではないか。そういった方向で次期中期目標において検討を進めるといいのではないか。
 - プロ向けへの説明の効果は、それなりに上がっていると認められる。次期については、その継続と同時に、一般向けの理解度を上げることを中期計画の柱にしてほしい。運用についても、今の金融の潮流、超低金利でどれほど大変なのか、一般の国民にも基本的なところをわかっていただくための説明もお願いしたい。また、GPIFに対する理解度について、簡単に測定できるものではないことは理解するが、より客観的な調査や定点観測のような枠組みができないか、どのように数字を取って理解度を上げていくのかを検討してほしい。
 - ✓ 国民の将来不安、特に年金に対する不安が誤解も含めて若年層にまだ多いと思うので、GPIFだけではなく、情報発信について十分配慮してほしい。
 - 年金資産の運用の広報とあわせて、年金制度そのものの周知や理解度を高めていくことを、厚生労働省と連携して行っていくべきではないか。

- ✓ 株価の上下にとらわれないという意味で長期の運用であるという認識は相当浸透していると思う。メディアの扱い等も、四半期の運用状況の報道でも長期が大事というコメントがつくようになっており、これは国民の理解を得る方向で機能していると思う。
- メディア向けの広報が非常に大事なので、引き続きお願いする。
- 大きな損が発生した時に、きっちりリバランスをする、あるいは場合によってはオルタナティブ資産へ投資していくためにも、長期投資やリスク分散ということを引き続き広報していただきたい。
- ✓ 長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくことは非常に重要。ただ、果実の形は実体経済が変動していく中で必ず変わっていくと思う。金融仲介のあり方や金融的な収益の上がり方は確実に変わっていくと思われ、そのような変化を把握しようとする努力をすることが組織の中に浸透すること、それについて国民の理解を得るための努力をしていただきたい。(再掲)
- ✓ GPIFがESG投資など様々な活動をする中で、常に原理原則として戻るべきところは「専ら被保険者の利益」や「長期」であるということ、それを具体化したものとして「他事考慮をしないこと」であるということ、情報発信や国民への説明の中に日常的に含めることによって、長い目で見て公的年金制度に対する信認の向上に資する、本当の意味で被保険者の利益になるような運用を目指していただきたい。(再掲)
- GPIFのESG投資の考え方(ツールであること)や取組を国民に粘り強く説明していくことが、長い目で見て被保険者の利益になるのではないか。そのような説明を続けることによって、国民の関心を長期的なところに集めていく、それが短期的な意見に流されることなく長期的なGPIFのゴールを追求していくという点で有効ではないか。
- ESG投資の効果の検証をきっちりやって開示していただきたい。
- オルタナティブ投資について不透明な取り扱いをされると、被保険者としても不安は大きくなってしまいますので、一般の方にも分かりやすい情報開示の工夫をお願いしたい。



○ 以上を踏まえ、次期中期目標において、次の事項に留意することが適切ではないか。

- GPIFにおいて、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めることが必要である。
- 長期運用機関であるGPIFの特性に応じた運用の状況、年金積立金の役割、長期分散投資の効果等について、厚生労働省とも連携して、引き続き、分かりやすく情報発信していくことが必要である。
- GPIFが行うスチュワードシップ活動やESG投資は、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえ、GPIFが行うスチュワードシップ活動やESG投資の意義を分かりやすく情報発信することが必要である。また、オルタナティブ投資についても、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信することが必要である。

④高度専門人材等の確保・育成

- これまでの審議では、以下のような議論があった。
- ✓ : 第10回資金運用部会でのご意見
 - : 第11回資金運用部会でのご意見
- ✓ 専門人材の確保は、あくまでも業務の必要性に応じて、運用のパフォーマンスを上げるために必要なコストは払っていいという観点で、ブレーキをかけながらやや抑制的に進めていただきたい。いきなりどんどん人を増やすのではないという理解を共有できればいいと思う。
 - 高度な専門性を持った方が長期的な観点から業務に携わることで、専門性を持った方々を長期的に確保していくこと、より長く定着して知識を積み重ねていくような対応も同時に必要ではないか。
 - 人材の確保自体も、短期ではなくて一定程度責任感を持ってGPIFで継続して勤務していただくような体制や環境整備も重要である。
 - ✓ 伝統的な資産以外への投資の拡大に合わせて体制を強化していくことは賛成。ただ、GPIFは国の機関であるので、行動する際に求められるライン(規律)は非常に高いものがある。民間との間で人が行き来する組織であるので、どのように内部統制の仕組みをつくれればいいのか、ヒアリングでお伺いしたい。
 - オルタナティブ投資やESG投資などの新しい課題に対して、リスク管理も含めて、どういう体制を整備していくのかということをお次期中期目標の重要な1つの柱とするべきではないか。
 - GPIFの職員は民間との行き来が前提であり、それゆえにリスク管理が極めて重要ではないか。
 - 運用リスク管理というのは、GPIFの組織全体のリスク管理、さまざまな経営リスクを含めて考えていく必要がある。民間金融機関の場合には、最近では統合リスク管理といった組織の設えになっており、将来的にはそのような方向を目指していただきたい。

- 内部統制の盤石化は大前提なので、引き続きお願いしたい。
- コンプライアンスの体制の整備がやや遅れぎみではないか。その確立を次期中期目標に入れて、具体的に説明できるように検討してほしい。内部の通報や外部からの情報のルート的设计、組織全体の規律づけについて、しっかりと対応いただきたい。
- GPIFの組織がある程度の規模になってきたところで、組織に対するエンゲージメントやモラルの維持には人事面の施策がますます重要になるので、そういうことを踏まえた計画を出していただきたい。



- 以上を踏まえ、次期中期目標において、次の事項に留意することが適当ではないか。
 - GPIFの年金積立金の運用は外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の高度化・多様化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る必要がある。
 - また、組織が大きくなることで生じる内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用手法の高度化や運用対象の多様化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化することが必要である。

<参考資料>

積立金運用に関する法律上の規定

- 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。(厚生年金保険法第79条の2、国民年金法第75条)

「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組み

- 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。(GPIF法第21条 等)

GPIFが金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組み

- GPIFの中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2等の目的に適合するものでなければならない。
(GPIF法第20条第2項)

このような制度上の枠組みを前提として、GPIFは、これまでも高度化・複雑化する市場・運用環境に逐次対応を行ってきたが、世界最大規模の年金資金を運用する機関として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めていくことが必要。

①長期運用機関であること

GPIFは長期運用を行う機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産を長期保有することにより、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくことが重要。

このため、長期的な観点からの基本ポートフォリオによる分散投資を基本とし、資産全体のリスクを抑えつつ、年金財政上必要な収益を確保していくことが求められる。

②公的運用機関であること

GPIFは、市場の規律を受ける民間の運用機関とは位置づけが異なり、①国が運営する公的年金制度が有する積立金の管理運用を行う機関であるとともに、②公的年金制度を所管し、独立行政法人であるGPIFの主務大臣でもある厚生労働大臣の監督下にある公的機関である。

このように公的性格を有するGPIFの特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意することが求められる。

③運用資産の規模が大きいこと

運用資産額が約160兆円であるGPIFは、世界最大級の機関投資家であり、国内株式市場において一定規模を占める国内株式資産を有することから、GPIFの投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意することが求められる。

長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組 (分散投資の推進等)

これまでの取組状況

- 長期的かつ安定的に経済全体の成長を年金積立金運用に取り込んでいくため、長期的な観点からの基本ポートフォリオによる分散投資を基本とし、運用資産全体のリスクを抑えつつ、年金財政上必要な収益を確保することとしている。
- その上で、GPIFにおいては、パッシブ運用を基本としつつ、これに加え、超過収益の獲得を目指すためのアクティブ運用にも取り組んでいる。平成30年度からはアクティブ運用における運用機関等の選定の強化のために実績連動報酬体系を導入している。
- また、運用機関の選定を機動的に実施するため、マネジャー・エントリー制を活用した公募を平成28年度に開始し、平成29年度に対象を伝統的4資産全てに拡大している。



課題

- 基本ポートフォリオによる分散投資を引き続き基本としつつ、収益の安定的確保のため、運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を推進することが必要ではないか。

長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組 (スチュワードシップ活動、ESG投資)

これまでの取組状況

- 政府では、平成26年に「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」が策定され、機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況(ESG要素を含む)を的確に把握すべきであること等が示された。
なお、環境対策やイノベーション創出の観点からのESG投資の推進についても、「成長戦略」等の政府方針が示されている。
こうした状況も踏まえ、GPIFにおいて、以下の取組を進めてきた。

【スチュワードシップ活動】

- GPIFは、中長期的な利益の最大化を目指すとともに、スチュワードシップ責任を果たす上で、他の同種の機関に先駆けた取組も含めて、積極的に取組を進めてきている。
(例)・ 国連責任投資原則(PRI)へ署名(平成27年度)
 - ・ 「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を新たに策定し、法人として原則という形で運用受託機関に対して考え方や期待する事項を明示(平成29年度)

【ESG投資】

- GPIFは、中長期的な投資リターンの向上が被保険者の利益に資するとの考え方にに基づき、年金積立金運用の目的の下で、中長期的な利益を確保する観点から、ESG投資を進めてきている。
(例)・ 国内外株式を対象としたESG指数の選定(平成28年度に3指数を選定、平成30年度に2指数を選定)し、これらのESG指数に基づくパッシブ運用を開始(平成30年度末時点で約3.5兆円)。
 - ・ 運用受託機関に対し、ESG要素の考慮を要請



課題

【ステュワードシップ活動】

- 年金積立金運用の目的の下で、被保険者の利益のために中長期的な収益を確保する観点から、GPIFが現在進めているステュワードシップ活動について、次期中期目標においてどのように位置づけるか。

【ESG投資】

- GPIFのような市場全体を投資対象とする長期運用機関にとっては、中長期的な利益を確保する観点からESG投資に取り組む意義は大きいと考えられるが、年金積立金運用の目的の下で、どのような手法でESG投資に取り組んでいくことが考えられるか。
- ESG投資がGPIFの運用に求められる基本的考え方に則って行われているか、継続的に検証をしていくことが必要ではないか。

長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組 (運用対象の多様化 (オルタナティブ資産への投資))

これまでの取組状況

- オルタナティブ資産は、伝統的資産とリスク・リターン特性が異なるため、分散投資の観点から投資の有用性があるとの観点に立って、GPIFにおいて、現在の中期計画において、基本ポートフォリオの5%を上限としてオルタナティブ資産への投資を行うこととされている。

これまで、

- ・ 投資信託を通じた投資(平成26年～)
- ・ ファンド・オブ・ファンズを通じた投資(平成29年～)
- ・ LPS(リミテッドパートナーシップ)におけるLP(有限責任組合員)を投資手法に追加(平成29年)

等の取組を進めてきた。(令和元年6月末時点で積立金全体に占める割合は、0.35%)



課題

- GPIFによるオルタナティブ資産への投資について、これまでの取組をどのように評価するか。
- オルタナティブ資産への投資を更に推進する場合は、リスク・リターン特性が伝統的資産と異なることを踏まえ、体制強化を図ることが必要ではないか。

これまでの取組状況

- GPIFにおいては、**国民により分かりやすい情報発信を行う観点からの広報の充実**が図られており、近年では特に、公式ウェブサイト等を通じたメッセージの発信や見やすさの向上、TwitterやYoutube等のSNSを活用した情報発信が加速している。
- 国内外のセミナー等で、GPIF役職員による講演を数多く実施しているほか、理事長による新年メディア懇談会を平成28年度より新たに開催するなど積極的な情報発信に努めている。
- **GPIFの業務概況書は近年、内容の大幅な充実が図られている**ほか、「ESG活動報告」の刊行を開始(平成30年度～)している。また、各年度の業務概況書及び各四半期の運用状況の公表を、事前に年度計画に明記した上で実施(平成29年度～)している。
- このように、GPIFは**公的年金積立金の運用機関として非常に高い水準の情報公開・広報の取組**を行ってきている。



課題

- GPIFにおいては、国民の関心等に応じて戦略的に情報公開や広報活動の在り方を検討し、その充実に継続的に取り組むことが必要ではないか。
- 長期運用機関であるGPIFの特性に応じた運用の状況等についての情報発信が、引き続き必要ではないか。
- GPIFが行うスチュワードシップ活動やESG投資は中長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえ、GPIFにおいて、スチュワードシップ活動やESG投資の意義を分かりやすく情報発信することが必要ではないか。

これまでの取組状況

- GPIFは、外部運用機関への投資判断の全部一任の下で、外部運用機関を効率的に活用しつつ、少人数(150人弱)で年金積立金の管理運用を行っている。
- このような中で、GPIFの管理運用委託手数料は運用資産額の0.02%(平成30年度)であり、GPIFの運用コストは過去13年間で平均0.04%である。GPIFの運用コストは、海外の年金基金(※)と比べても非常に低い水準であり、**効率的な運用**に努めている。
(※)海外の主な公的年金基金(9機関)の運用コストは平均0.2%強(平成30年度)
- また、**GPIFの運用の高度化・多様化に対応して、高度専門人材の確保**に努める(平成27年度以降に採用を開始し、現時点で24名採用)とともに、ミドル・バック業務を含む法人全体の業務を担う職員も積極的に採用してきた。(平成27～平成30年度で46名)



課題

- 外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に留意しつつ、高度専門人材の確保・育成や、リスク管理及び内部統制を強化するための体制強化を一層推進することが必要ではないか。